

公益社団法人日本社会福祉士会 正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において 事例を取り扱う際のガイドライン

組織・運営 ガイドライン第2号

2003年4月19日制定

最終改正 2025年3月15日

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」第46条において、利用者等の個人情報に対する秘密保持義務が課されている。また、正会員及び正会員に所属する社会福祉士は、公益社団法人日本社会福祉士の倫理綱領の遵守が求められる。したがって、支援の過程において知り得た個人情報を正当な理由が無く他者に開示することは許されない。

一方で、事例を記録しそれをもとに専門職間で検討や研究をすることは、多くの学びを得ることができ、社会福祉士が利用者等を支援する力量を高める最も有効な手段のひとつである。社会福祉士が自らの力量を高めることは、利用者等の利益につながる。このことを目的にする限りにおいて、事例を取り扱うことができる。

以上のことから、事例を取り扱う際には、できる限り個人情報に対する秘密保持への配慮が必要である。本ガイドラインは、正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際に配慮すべき留意点をまとめたものである。

なお、利用者等の個人情報に関する秘密の漏洩は、このガイドラインに沿った取り扱いをしたことにより免責されるものではない。専門機関・団体及びそこに勤める職員にとって秘密保持は極めて重要な責務であり、万一漏洩した場合の被害の回復が極めて困難であることを認識した上で、各の自覚と配慮による万全の防止策を取ることが必要である。

1 事例作成上の注意

事例作成者は、社会福祉実践を客観視しつつ、実践研究等の目的に応じ事例を適宜作成する。本会活動においては、以下の点を踏まえて作成する。

(1) 事例作成のための情報収集上の注意

- ① 事例作成者は、利用目的について利用者本人に説明し、承諾を得ることとする。あわせて、作成者自身の所属施設（機関・団体）の上司等に承諾を得ておくこととする。
- ② 判断能力が十分でない利用者に対しては、分かりやすい言葉で説明するよう努め、あわせて家族、成年後見人等から承諾を得るなど、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。
- ③ 事例作成のために利用者の個人情報を収集する場合は、目的に合わせて必要最小限の収集にとどめ、直接的に必要な情報以外の情報を収集しないようにする。
- ④ 利用者以外から収集した情報については、その事実関係や客観性を確認した上で活用する。

(2) 事例加工上の注意

- ① 所属施設（機関・団体）のケース記録等をそのまま事例として用いることは避ける。
- ② 事例は、援助経過や援助内容のリアリティを損なうことがない程度に、かつ個人が特定されないよう加工する。
- ③ 事例における利用者等の氏名、住所地、利用施設（機関・団体）、援助者等の氏名、所属先名称等の固有名詞は無作為のアルファベットで表記し、個人、地域、施設等が特定されることが

ないようにする。

- ④ 利用者等の生年月日を記載する必要がある場合には、生年までとする。
- ⑤ 利用者等の年齢は、特に必要な場合を除き、〇〇代前半（半ば・後半）とする。
- ⑥ 援助者等の所属する施設名（機関・団体名）及び職名、援助者が提供するサービス名称等は、原則として法律上の名称とする。

（3）事例の選定上の注意

係争中のものや利用者と援助者の間に利害関係が生じる可能性のあるものは、事例提供の適性を欠く虞があることから、題材として取り扱うことは極力避ける。

2 作成事例の取扱上の注意

事例を取扱う者は、使用時に以下の点に注意する。

（1）事例を研究会等で使用する際の注意

- ① 事例提供者は、研究会等の主催者等に事例を提出する過程において事例の内容が外部に漏れないように注意する（例えば、電磁的記録を活用する際はデータを開ける際のパスワードを設定する等）。
- ② 事例提供者及び研究会等の主催者は、研究会等の参加者に対して、提供された事例にまつわる内容を外部に漏らさないように注意を喚起する。
- ③ 研究会等の参加者は、社会福祉士の倫理綱領・行動規範に則り、知り得た事例にまつわる内容を外部に漏らさないこと。
- ④ 事例を研究会等で使用（配付）する場合は、終了時に事例提供者及び研究会主催者の責任においてすべて回収する。
- ⑤ 研究会等の参加者は、配付された事例を主催者へ返却する。また、電磁的記録で提供された事例は破棄する。
- ⑥ 事例提供者及び研究会等の主催者は、回収した事例を速やかに裁断処理するなどして廃棄する。
- ⑦ 研究会等の参加者は、録音、録画、撮影、複製、複写を行ってはならない。

（2）『事例集』等を出版する際の注意

「1 事例作成上の注意」を踏まえた上で、出版物内に各事例の作成者が特定できる記載をすることは、極力避ける。

附 則

- 1 このガイドラインは、2003年4月19日から施行する。
- 2 2004年6月4日改正
- 3 2007年2月17日改正
- 4 2011年12月17日改正
- 5 2012年2月11日改正

附 則

このガイドラインは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（2014年4月1日）

附 則

2020年6月20日改正、施行

附 則

2022年11月19日改正、施行

附 則

2025年3月15日改正、施行